

関東地区海事観光推進協議会 設立要綱

1. 設置目的

海事観光分野における観光先進国実現のための施策の推進を目的に設置された「海事観光推進協議会」の取組の実現を図るべく、関東における幅広い関係者との連携により、関東の特色を活かした「海事観光」のコンテンツの発掘や磨き上げ、情報発信を積極的に行うことを目的に「関東地区海事観光推進協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

2. 取組事項

協議会は次に掲げる事項について取り組みを行う。

- (1) 海事観光推進協議会本部・WGに参加していない関東の自治体や企業から海事観光推進につながる幅広い意見を集約、同協議会本部・WGに提案する。
- (2) 自治体等の政策による地域ごとの実情に応じた事業実施やプロジェクトの組成・具体化を図るため、経済対策支援策を含む国の海事観光関係予算等を活用させる。
- (3) そのため、国の関係施策の地域事業者等への丁寧な周知と連携の深度化を図り、海事観光に係る事業実現に向けて事業者間の調整と課題解決のフォローアップを行う。

3. 実施体制

協議会の構成メンバーは別添のとおりとする。

4. 庶務

協議会の事務局は、関東運輸局海事振興部が行うこととする。

5. 報告

協議会を開催した時は、議事録を含めその内容について、開催後速やかに本省に報告する。

6. その他

- (1) 協議会を効果的に運営するために必要と判断した場合、書面による開催も可能とする。
- (2) この要綱に定めるほか、会議の運営に必要な事項は、事務局の判断により定める。

付則

この要綱は、令和2年10月28日から施行する。